

町県民税の新たな控除制度について



- 町県民税で住宅ローン控除ができる調整措置が設けられました。
(平成20年度分から平成28年度分までの町県民税に適用)

【対象となる方】

次の①または②に該当する方で、平成11年から平成18年までに入居した方

- ①税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除限度額が所得税より大きくなり、控除しきれなかった方
- ②住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

【申告時期】

平成20年3月17日(月)までに「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要です。

- 地震保険料控除が創設されました。

控除内容	控除限度額	
	所得税 (平成19年分から)	町県民税 (平成20年から)
・地震保険料契約に関する保険料の全額(町県民税は1/2)	50,000円	25,000円
・平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除が適用されます。	15,000円	10,000円
(注)地震保険料控除額と長期損害保険料控除額がある場合の合計限度額	50,000円	25,000円

※詳しくは町のホームページをご覧ください。町税務課までお問い合わせください。

美浜町ホームページ <http://www.town.mihama.fukui.jp/> 町税務課 ☎32-6702

平成19年分の所得税の確定申告はe-Taxで申告してみませんか?

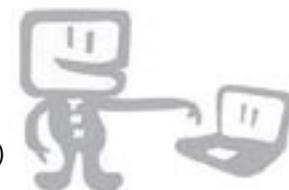
e-Taxは、自宅のパソコンとインターネットを使って確定申告書等(データ)を作成し、インターネット経由で送信する方法です。

- e-Taxで確定申告すると、最高で5,000円の税額控除が受けられます。

※平成19年分または平成20年分申告のいずれか1回のみ

- e-Taxで申告すると、ほかにもメリットがあります。

- 確定申告書等(データ)が簡単に作成できます。
- 還付申告の場合、還付までの期間が短縮されます。(3週間程度に短縮)
- 源泉徴収票や医療費の領収書などの添付が省略できます。
(添付を省略した書類は、確定申告から3年間は大切に保管してください)



- ◎電子証明書が必要です。(お早めに取得しておいてください)

町役場の住民安全課が申請窓口です。(住民基本カードとセットになります。料金1,000円)
なお、電子証明書は、平常時で申請してから交付まで2週間程度かかります。

申告時期が近づくと混み合うことが予想されますので、お早めに取得されることをお勧めします。

※詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。敦賀税務署までお問い合わせください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/> 敦賀税務署 ☎22-1010

美浜発電所の状況



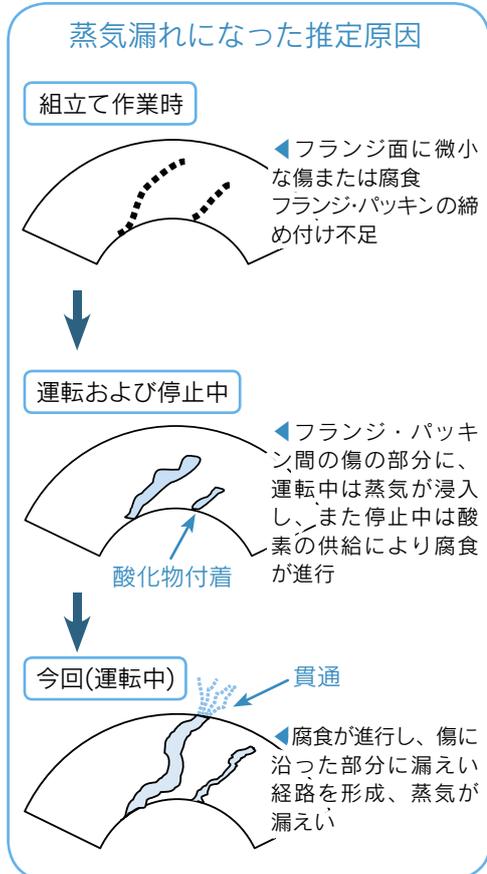
今回の報告では、11月16日から12月17日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

美浜1号機

定格熱出力一定運転中
 (平成19年9月27日～)
 原子炉手動停止期間
 (平成19年12月6日～13日)

2次系設備からの蒸気漏れについて

12月5日、運転員の巡視点検中に、放射能を含まない2次系の設備で、タービン建屋1階にある湿分分離器ドレンタンク(※1)の水面計取出しフランジ付近からわずかに蒸気が漏れ出ていることが見つかりました。



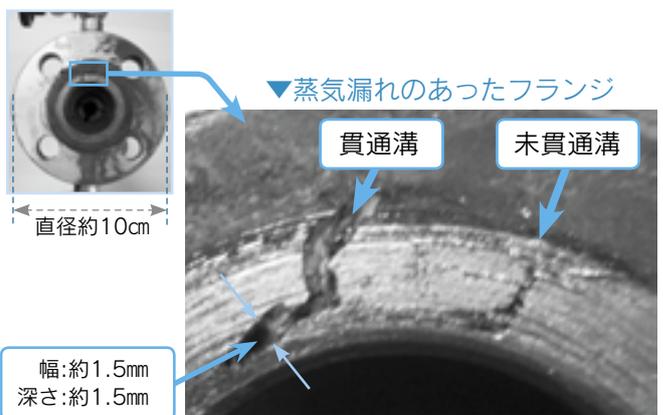
このためフランジを締め付けているボルトの増し締めを行いました。また、今後の運転に万全を期すために原子炉を一時止めて、点検・補修が行われました。

対策として、水面計とタンク側フランジを傾きがないように、また、ボルトの締め付けはフランジパッキン全体に均一に力がかかるようにそれぞれ取り替えが行われました。

このためフランジを締め付けているボルトの増し締めを行いました。また、今後の運転に万全を期すために原子炉を一時止めて、点検・補修が行われました。

分解、点検の結果、フランジ面に幅約1.5mm、深さ約1.5mmの傷(写真)があり、この部分から蒸気が漏れ出ていることが分かりました。

また、タンク側からの取り出し配管と水面計側のフランジの合わせ面にズレがあり、フランジパッキン部の締め付けが十分でなかったことも原因であることが分かりました。



(※1)湿分分離器ドレンタンク
 高圧タービンを一度回した蒸気を再加熱し、その湿分を除去する際に発生する凝縮水を受け入れるタンク

排気筒ガスモニタの指示値上昇について

原子力発電所では、運転や保守管理、保修工事などに伴って気体、液体、固体の放射性廃棄物が発生しますが、発生した放射性廃棄物は、それぞれに法令に基づいて厳正に監視や保管(一時的な貯蔵)されています。その内、気体状や液体状の廃棄物の一部は、十分に放射エネルギーが低く安全であることを確認した後、定期的に環境(大気や海水)中に放出(※2)されています。

美浜発電所1号機では、去る12月6日に、気体状の放射性廃棄物を排気筒から放出する定期的な作業を始めたところ、排気筒に設置された放出気体中の放射能濃度を監視している検出器の指示値が上昇して注意警報が出ました。このため直ちに作業は中止されましたが、今回の事象により想定していた量を超える放射性ガスが環境中に放出されました。

しかしながら、環境中に放出された放射能の評価結果は、美浜発電所の年間放出管理目標値の約250万分の1以下と十分に低く、発電所周辺の野外モニタの指示値にも異常は認められなかったことから、環境への影響はありませんでした。

今回の事象に関して、山口町長は、原子力発電所の運営上、例えば環境への影響がないとしても放射性物質の放出管理には常に細心の注意が払われなければならないことから、7日の朝に片岡美浜発電所長を町役場に呼び厳重注意を行うとともに、これらの事象について説明を求めました。

原因究明の結果、1次系で発生した放射性ガスを分析装置に送る配管とガス減衰タンク(※3)から気体廃棄物を環境中に放出するための配管系統は、減衰タンクからのガスを分析装置に送る予備の系統配管によってつながっています。その予備配管には、体積制御タンクなどから分析装置に送る放射性ガスが直接流入しないように電磁弁が設けられていました。前回の使用時にその弁内部に細かな金属粉が付着して、わずかな隙間ができ、そこからガスが漏れ出たことが分かりました。

このため、当該電磁弁を交換し、さらに下流側の手動弁を閉止することで、一重で確実に閉止し、ガスの流入を防ぐといった再発防止対策がとられました。

12日には、2件の事象について対策が完了したことから13日夜に原子炉が起動され、翌14日から発電が再開されました。

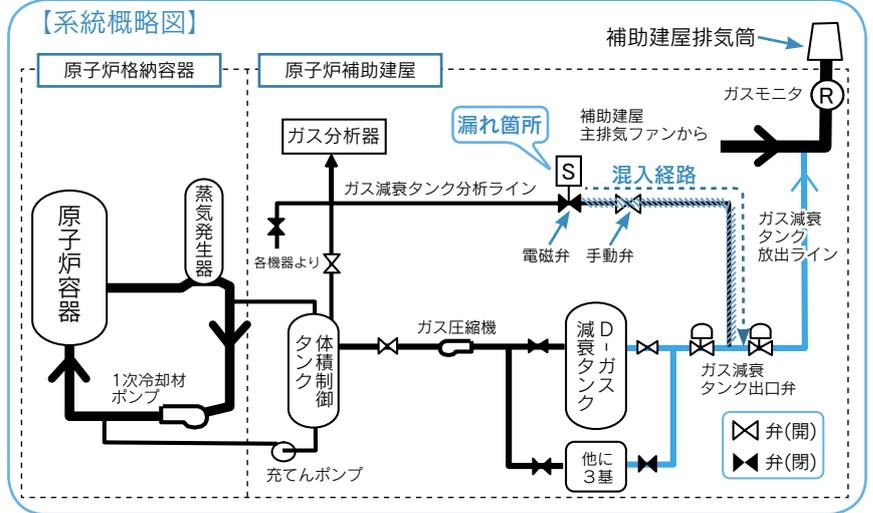
(※2)原子力発電所から一般人が受ける放射線の線量限度は、法令で年間1ミリシーベルトと定められています。各発電所では、法令値の20分の1(0.05ミリシーベルト/年)を下回るように、年間の放出管理目標値が定められています。実際は、0.001ミリシーベルト未満で、大幅にこの目標値を下回っています。

なお、胃のX線集団検診では、1回当り0.6ミリシーベルトの放射線を受けており、この数値と比べても、原子力発電所の管理目標値は非常に小さいものとなっています。

(※3)ガス減衰タンク
発電所の運転に伴い発生する放射性気体廃棄物を一時的に貯留し、放射能を減衰させるタンク。放射能が十分に減衰したことを確認して、定期的に大気へ放出されます。



片岡所長(左端)に説明を求める山口町長



美浜2号機

第24回定期検査中
(平成19年7月20日～)

美浜3号機

定格熱出力一定運転中
(平成19年8月3日～)

原子力環境安全監視委員会

東京電力(株)

柏崎刈羽発電所視察

町の原子力環境安全監視委員会は、11月30日に新潟県中越沖地震により被害をうけた東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所を視察しました。

発電所構内では、地盤の陥没や段差、構造の違う境界部でのコンクリートのひび割れ箇所などが多く見られました。原子炉建屋など重要施設に足を踏み入れると、その堅牢さに改めて驚かされました。

しかしながら、今回の地震では、初期消火体制の不備や情報連絡のあり方、風評被害への対応などが問題となり、また施設全体としての耐震安全性のあり方など、原子力発電所の立地する町として、共通して考えさせられる点が多くありました。



タービン建屋内の視察の様子